

年金 退職金税制は統合を

一橋大学高山憲之

(要約)

掛金建ての日本版401k導入を機に縦割りの年金・退職金税制を統合すべきだ。一本化した年金控除を創設し、年収の10%、最大で年間100万円まで拠出控除を認めてはどうか。

一方、給付時の課税は強化し、公的年金等控除・退職所得控除は圧縮すべきだ。退職給与引当金は全廃したらどうか。ただ、特別法人税を廃止する代わりに運用収益課税を残すのは止むをえない。

日本版401kの名称は税制適格の掛金建て退職給付制度が正しい。国民年金基金連合会が個人型401kの窓口になる必要はない。

拠出非課税枠、既に日米同水準

日本版401kは、その税制がどうなるかに左右される。この度その税制要求の内容が示された。最大で年額81万6千円まで拠出時に所得控除を認め、運用時非課税・給付時課税とするというものだ。

本稿では日本版401kを含む年金・退職金の税制のあり方を議論したい。

現行税制はどうなっているか。まず公的年金は拠出時・運用時とも非課税だ。給付時には公的年金等控除が適用されている。

企業年金・退職金には、まず独にならった退職給与引当金がある。退職一時金は給付時に退職所得控除の適用対象となっている。

また米にならった税制適格年金もあり、事業主拠出分は上限なしの損金扱い、本人拠出分は生命保険料控除が認められている。そして運用時に特別法人税(積立金の1%)が課される。

さらに英にならった厚生年金基金もある。それは拠出時非課税、運用時も事実上非課税だ。適格年金・厚生年金基金とも給付時には公的年金等控除・退職所得控除が認められている。

個人年金には、まず国民年金基金があり、拠出は月額6万8千円まで非課税、運用時も非課税だ。給付時には公的年金等控除が認められている。通常の個人年金には拠出時に個人年金保険料控除(年額5万円)が適用される。その他、財形年金・小規模企業共済等、税の取り扱いが個別の制度毎に規定されている。

現行税制には次の5つの特徴がある。

第1は右に述べたように年金制度毎の縦割り税制。個々の制度は職業や勤め先の違いによって利用できる場合と利用できない場合がある。利用できる人のみを税制面で優遇している現行制は不公平だ。

第2. 公的年金を優遇し私的年金を冷遇している。

公的年金は拠出や給付が一律定額でなく、それらの上限も制度ごとに違う。税の恩典も人それぞれだ。

第3. 給付建て制度の優遇と掛金建て制度の冷遇。掛金建て制度は日本では原則として一般の貯蓄と同じ扱いだ。米英では給与の後払いという性格に着目し、掛金建て制度だからといって、それを税制面で冷遇することはしていない。

第4. 拠出時も給付時も非課税同然である。出口では寛大な公的年金等控除があるために大半が非課税となっている(後述参照)。

第5. 拠出時非課税枠は現行制度でも既にかなりの金額に達している。給与所得者の場合、厚生年金・厚年基金・適格年金・個人年金に加入すると本人拠出は最高で年間99万円弱まで非課税となる。自営業者も最高で年間108万円弱まで非課税拠出が認められている。米国の401kは年間1万ドルまで拠出が非課税だが、公的年金への拠出分は全額課税だ。公私の年金を合計した非課税枠の上限は現在、日米でほぼ同水準だとみなしてよい。

税収中立的な改正を目指せ

図は本年度の国税収入等(当初予算)を示している。国の歳出総額82兆円弱に対し、国税総額は47兆円強にすぎない。所得税は15.7兆円、法人税も10.4兆円どまりだ。他方、保険料負担は公的年金のみで30兆円弱と突出している。年金の拠出時非課税だけで既に国税は年間5兆円近い減収となっている。

景気が下げ止まった今、日本版401kを導入するからといって拠出時非課税枠の上限をさらに引き上げる必要性は薄い。それは結果的に多くの額を拠出する高額所得者を税制上さらに優遇することになる。米国の401kには高給取り優遇とされない措置(ADPテスト)がついている(日本版401kの具体案には何故かそのような措置が講じられていない)。

課題はむしろ縦割りの税制および掛金建て制度の冷遇を正すこと。税制見直しの基本的方向は縦割りを止めて統一税制を実現する、高額所得者を現状以上に税制上優遇しない、全体として増減税同額のしぼりをかけ、税収中立性を確保する、の3つにある。

統一税制を実現するためには公私制度の別なく、給付建てか掛金建てかを問わず、年金か一時金を問わず、一定限度内で拠出時非課税・給付時課税とする必要がある。そのためには、まず本人拠出分について年金控除を新設し、現行の各種拠出時控除を統合すべきだ。そして、その非課税限度はボーナスを含む年収の10%まで、絶対額で年間100万円までとする。日本版401kへの非課税拠出も別枠で新設せず、年金控除の内枠で認めたらどうか。

米国では非課税拠出分は事業主拠出分と合算し給付時に全額課税される。他方、日本では、それを給付時に公的年金等控除・退職所得控除の対象とすることは激変を避ける上で止むをえない。ただ、公的年金等控除が原因で夫婦共働きのケースでは最高456万円(65歳以上)まで所得税が課税されていない。寛大な公的年金等控除は高額年金受給者に特別有利となっており、現役組との課税バランス、高齢者相互間の公平、の2点で問題が大きい。

公的年金等控除のうち最低控除額は65歳以上(現行140万円)も64歳までと同額の70万円にし、さらに定率控除は給与所得控除の半分程度とする必要がある(その見返りに老年者控除を若干拡大する)。高額所得者については公的年金等控除をはずすことも止むをえない。

また退職所得控除も縮減し、勤続20年超1年につき70万円を勤続20年以下と同額の40万円に改め、勤続20年超の優遇を止めてはどうか。

事業主拠出分については既存の適格年金・厚生基金の中に掛金建ての制度やハイブリット型を新たに取り入れ、その中身は各企業の自由選択に任せるだけで十分だ。非課税限度枠を別枠で上積みする必要性は薄い。むしろ既存の未積立債務の償却について一層弾力的な取り扱いを認める方が先だ。なお社外積立による給付保全を図るため、退職給与引当金は全廃の方向で検討したらどうか。

税制改正要望では日本版401kの運用時非課税を求めている。だが他の金融商品には源泉20%の利子課税がある。また適格年金などには2年間の執行停止とはいえ特別法人税が運用時に課される。日本版401kだけ運用時非課税にすると、金融商品相互間の課税中立性が崩れる。さらに給付時全額課税の断行は無理であり、運用時課税はその見返りの性格を持つ。

日本版401kは給与所得の後払いだ。即時課税繰り延べに対する延納利子相当分は求めてよい。それらの意味を含めて運用時に発生収益の20%(または特例として10%)を課税したらどうか。その代わり特別法人税は廃止するのだ。

国年基金連の窓口化は不要

日本版401kは確定拠出型年金と呼ばれている。これはdefined contribution planの誤訳だ。拠出額の変更は非課税枠の中では自由であり、確定しない。また取得はほぼ100%が一時金となるだろう。名称は実態にあわせて「税制適格の掛金建て退職給付制度」とすべきである。

また個人拠出型の場合、窓口は国民年金基金連合会が予定されている。だが非課税限度額管理は本来、国税庁の仕事だ。国民年金の保険料納付証明書を非課税拠出申込書に添付すれば、その滞納チェックも国税庁で可能となる。

非課税限度枠の不正利用を防ぐにはペナルティも必要だ。不正利用発覚の場合、追徴課税に加えて一定期間(例えば最長10年間)非課税枠の利用を認めないとするのだ。いずれにせよコスト意識が乏しい国民年金基金連合会を窓口とすべき正当な理由は1つもない。

年金保険料負担が突出して重い
(1999年度当初予算)

